

株式会社アクセスネットワーク(以下「乙」という。)

書式利用サービス契約基本約款

(契約基本約款識別コード：SPBP-G-G-20091208-001)

第1章 総則

第1条 (主たる目的)

- 1 本約款を組み込む各、個別契約の目的を、次の通りとする。
 - 一 本約款を組み込んだ個別契約を甲乙が締結した後、個別契約締結までに利用を乙所定の書面により甲が希望した一以上のパッケージを、甲に引き渡すこと。なお引き渡す書式は、甲が書式利用の代金を支払った時点における最新の版であること。
 - 二 個別契約が定める利用期間の間において、書式利用規約が定める範囲と方法に従って、甲が乙から引き渡されたパッケージの構成要素の全部 又は 一部の書式を利用すること。
 - 三 甲がパッケージ利用の代金として、パッケージごとに定められている額の金銭を、乙に支払うこと。
- 2 本約款の識別型式名称、型式版番号、契約基本約款識別コード、を次の通り、とする。

約款型式名称	書式利用サービス契約基本約款
約款型式版番号	SPBP-G-G-20091208-001-001
契約基本約款識別コード	SPBP-G-G-20091208-001
- 3 本約款を組み込む各の個別契約が、本約款と異なる定めをしている契約個別約款を組み込んだ場合は、個別契約約款の定めが優先して適用されるもの、とする。

第2条 (定義)

- 1 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 甲 本約款を組み込んだ個別契約を乙と締結し、乙から引き渡された書式の全部 又は 一部を、各個別契約が定める手続きに従って利用する資格を持つ 法人 又は 個人事業主
 - 二 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの
 - 三 書式 乙によりページ単位で構築された文書の体裁を、乙が指定した保存形式（ファイル形式、保存媒体などの形式を含む）により記録した電磁的記録
 - 四 ファイル名リスト パッケージを構成する書式のファイル名を網羅したリスト（表）を内容とし、「目次」の文字列を含んでいるファイル名をもつ書式
 - 五 パッケージ ファイル名リスト 及び ファイル名リストに網羅されたファイル名をもつ書式群 を構成要素とする電磁的記録であって、乙により利用代金の額が定められたもの。
 - 六 利用者作成書例 甲が乙から引き渡された書式を直接改造、書式を複製への付加削除等の方法で作成した電磁的記録
 - 七 利用者印刷物 甲が、平面などの物理面に、書式 又は 利用者作成書例を用いて、印刷した紙などの物体
 - 八 登録情報 個別契約の締結手続きその他手続き中に、乙が甲に対して提供する情報（会社所在地・会社名・書式の利用事業所の所在地・申込担当者その他従業員等の所属部署名・役職名・住所・E-Mailアドレス・電話番号・FAX番号等）を、乙が定める所定の方法にて、甲が届出 若しくは 登録した情報。
 - 九 発送完了日 乙が、個別契約に従って、書式が甲に到達するのに有効な行為を完了した日。甲に到達したか否かは問わない。
 - 十 予定利用終了日時 予定利用開始日時から1年経過後
 - 十一 書式利用規約 乙が甲に引き渡した書式を、甲が保管及び利用等するにあたって順守すべき事項を定めた規約であって、個別契約 及び 書式利用規約施行規則により構成されるもの。
 - 十二 契約重要事実 個別契約により甲が乙に対して負うこととなる重要な義務 その他不利益の内容、甲が得られる利益の内容の重要部分

第3条 (個別契約各規定の、発効条件)

- 1 個別契約に定められた各条項は、各条項において特段の定めがない限り、乙の指定する方法に従って、乙が指定する金額を、個別契約を申し込んだ者が引き渡した時点（口座への入金時点等を含む）から、効力を生ずるもの、とする。
- 2 前項の規定 及び 本項の規定は、個別契約を申し込む者が申し込みの意思表示をし、乙がこれを承諾する意思表示を発信した時から、効力を生ずるもの、とする。なお個別契約の申し込みの意思表示をした者が、以下の各号のいずれかに該当している場合は、乙は承諾する意思表示をしない場合（契約を締結しないこと）があることを甲は、承諾するもの、とする。
 - 一 虚偽、記入漏れ、誤記、文字の種類が不明瞭な記載がある申込をした場合
 - 二 過去に個別契約違反等によって、個別契約を一方的に乙が解除できる原因事実を生じさせたことが判明した場合
 - 三 乙が役務（サービス）を提供する相手方として不適切であると判断した場合

第2章 甲乙の相互に負う同じ義務、権利

第4条 (個人情報守秘義務)

- 1 甲 及び 乙は、個別契約の相手方（甲の場合は乙、乙の場合は甲。以下、本章において「相手方」という。）の個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該個人情報を第三者に開示してはならないもの、とする。
- 2 相手方から預託を受けた個人情報について、甲 及び 乙は、個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製することができるもの、とする。
- 3 甲 及び 乙は、個別契約の終了後速やかに、相手方の個人情報（複製物、改変物を含む）を、自らの責任で消却するもの、とする。
- 4 個人情報を受領する原因となった個別契約の終了後も、第1項の定めは3年間、有効に存続するもの、とする。

第5条 (秘密情報守秘義務)

- 1 甲 及び 乙は、次の各号にあげる情報（以下「秘密情報」という）は、個別契約の目的の範囲内でのみ、使用、複製 又は 改変するものとし、相手方から事前に書面による承諾を受けた場合を除き、秘密情報を第三者に開示 又は 漏洩しないもの、とする。
 - 一 甲 及び 乙が相手方に提供した情報のうち、特に秘密である旨を書面に記載して提供した情報
 - 二 甲 及び 乙が口頭で開示した情報であって、開示の時点で秘密である旨を告げ、開示後10日以内に、秘密と明示された書面に内容を詳記して交付した情報
- 2 秘密情報を受領する原因となった個別契約終了後も、前項第1号の定めは個別契約終了日から3年間、前項第2号の定めは、存続すべき合理的な期間、有効に存続するものとする。

第6条 (個別契約の更新異議権・更新後の解除権)

- 1 締結から一度も更新がされていない個別契約の書式利用期間は、発送完了日 24 時 0 分から、予定利用終了日時の間、とする。なおこの場合、予定利用開始日時は、発送完了日の翌日 0 時 0 分 0 秒から起算して 72 時間後とする。
- 2 書式利用期間の間 かつ 個別契約が有効に成立し未だ有効な解除がない場合、当該期間の満了日時の 30 日前までに、甲 及び 乙 のいずれからも書面による更新延長異議の申し出がない場合は、更新前の個別契約が定めた予定利用終了日時から 1 年間を書式利用期間とする他は更新前と同一の条件で、予定利用終了日時において個別契約が更新されるものとし、その後も同様とする。
- 3 更新されていない個別契約については個別契約締結日から 1 年経過後、更新された個別契約については更新後から、甲 及び 乙は、別途、乙が定める方法により、解約希望日の 3 ヶ月前までに相手方に通知することにより、いつでも個別契約の全部 又は 一部を解除できるもの、とする。

第3章 乙の義務

第7条 (主たる義務)

- 1 各個別契約に基づき乙が負う主たる義務は、本約款を組み込んだ個別契約を甲乙が締結した後、個別契約締結までに利用を乙所定の書面により甲が希望した一以上のパッケージを、甲に引き渡すもの、であることを確認する。
- 2 前項の義務は、甲が個別契約上定められた甲が支払うべき金額の全額を、乙に支払った時点から合理的な期間の経過の後、履行を開始するべきもの、とする。

第8条 (改定・利用効果の維持義務)

- 1 乙は、書式が、乙が定める仕様・動作環境等に従って、継続的に運用できるように努めるもの、とする。
- 2 乙は、乙が合理的観点から信用できると信ずる情報源より情報を取得し、乙の判断により、その誤謬を適切に訂正するよう合理的な努力を行うもの、とする。
- 3 甲は、新たな版のパッケージを購入し別途金銭を支払うことによつてのみ、前2項による乙の努力の成果を、享受できるもの、とする。
- 4 本条1項 及び 2項の義務は、甲に対して、法令上その他経営上の必要と乙が判断した理由を告知して、いつでも一時的 又は 永続的に努力することを停止することができるもの、とする。

第9条 (乙が義務を負っていない範囲の明示・確認)

- 1 次にあげる義務を、この約款を組み込んだ各の個別契約に基づいては、乙が負うことがないことを確認する。

- 一 個別契約が組み込んだ基本契約約款 及び 個別契約約款の各条項の文言によって、義務が発生する条件の内容 及び 条件ごとに発生する各義務ごとの内容を明示・特定されていない責任 又は 役務を 提供する義務
 - 二 乙が引き渡した書式を、甲が利用（電子計算機を用いて表示閲覧・複製・改造・印刷を含む）するために必要な機材（電子計算機・プリンター・用紙・OS・アプリケーション=ソフトウェアなどを広く含む）を含めた環境状態を、準備・整備する義務
 - 三 乙から引き渡された書式を、甲が利用するのに参考にできる、記入例の作成 又は 提供する義務
 - 四 次にあげる知識 又は 情報の提供（質疑に対する応答を含む）をする義務
 - (一) 乙から引き渡された書式に含まれる記載用空欄を適切に埋めるために、有効 又は 必要な、知識・情報
 - (二) 乙から引き渡された書式を、利用すべき場面・その理由（根拠となる法令条文や判例を含む）に関する知識・情報
 - (三) その他、各種書式の新規作成（改良含む）方法・利用方法・経済的価値など性質の判断に関する、知識・情報
 - 五 各パッケージの版が更新された場合、乙が甲に更新の事実と内容（様式の詳細等を含む）を通知する義務
 - 六 各パッケージの版が更新された場合、更新された新しい版の各パッケージを、甲に引き渡す義務。
 - 七 乙が引き渡した書式を、甲が利用しようとした際に、甲 の管理する電子計算機その他必要な機材を含めた環境状態に損害が生じ、これにより甲に物理的損害を含め経済的損害が生じた場合、その損害の大小種類を問わず損害を賠償する義務。
 - 八 関連法令の改廃その他社会情勢の変化によって、各パッケージの各版が使用が不適切になったと疑われる場合、使用を停止するべきである旨の勧告通知・その他取るべき方法の助言をする義務。
 - 九 新しい版のパッケージを購入した場合における、古い版に甲が入力したデータを、新しい版に移行入力作業をする義務。
 - 十 利用者作成書例 及び 利用者印刷物、を保管する義務。
 - 十一 甲が保管する書式を、第三者により閲覧・改竄・破損されることを防ぐ義務。
 - 十二 各書式を性質・用法に従って適切に使用しなかったことによって生ずる一切の損害について、賠償をする義務。
- 2 甲が乙から引き渡された書式が、匿名か否かを問わず一般的に配布される文書様式と同じく、正確で十分な法的知識を用いて利用するよう努めても経済的な損害が発生する危険性が除去されきれないことを十分に確認し、自己責任の下で利用するもの、とする。
 - 3 甲が個別契約をした動機ほか経済的目的を実現することに有効かつ適切な性質を備えた瑕疵がない書式であると乙が個別契約上保障していないことを十分に確認し、甲は自己責任の下で書式を利用するもの、とする。

第10条 (乙の負う損害賠償義務の、縮減)

- 1 乙から引き渡された書式を甲が利用し 又は 書式を利用できなかったことから生ずる一切の損害 (甲の保有・管理するハードウェア機材 又は 情報保存媒体上の記録の損失、毀損などによる損害 及び これらに基づき、派生した損害、得べかりし利益を含む) に関して、一切の責任を負わず、乙は金銭支払義務・損害発生前の状態への回復義務などを含む一切の義務を負わないもの、とする。
- 2 その他裁判上裁判外において、乙が甲に対して書式利用に関する合意に係る諸の法律事実 及び 個別契約 又は 商法その他民法の諸規定によって債務不履行そのほか一般不法行為として法律上損害を賠償すべき場合であっても、乙に故意 又は 重大なる過失があった場合に限り実際の賠償をするものとする。なお、この場合、乙は、甲に対して書式利用の代価として実際に受け取った金額の半額を上限として賠償として支払えば足りるもの、とする。

第4章 甲の義務・権利

第1節 甲の義務

第11条 (書式利用規約履行規則等順守義務)

- 1 甲は、乙から引き渡された書式を、書式利用規約履行規則そのほか個別契約の定める方法 に従って利用する義務を負うもの、とする。
- 2 書式利用規約履行規則 に 個別契約と異なる内容の定めがある場合、書式利用規約履行規則を優先して適用すべきもの、とする。
- 3 乙から引き渡された書式に利用上保管上その他瑕疵が無いことを乙が保障しないことを承諾して、甲は書式を利用するもの、とする。
- 4 甲は、書式を利用する事業所ごとに書式利用側管理責任者を選任し、1項の義務を順守する体制を整える義務を負うもの、とする。

第12条 (書式利用規約履行規則の変更)

- 1 書式利用規約履行規則の内容は、乙が定めるものとし、内容 又は 表記の変更をした場合は、甲に遅滞なく通知するもの、とする。
- 2 前項の通知を乙が発信した日の24時から起算して、一か月以内に、甲が当該通知に関する異議の申し出を行わなかった場合、異議の申し出期限の時点で、変更の効力が生ずるものとし、以降、変更した書式利用規約履行規則の内容 及び 表記について異議を甲は主張しないもの、とする。
- 3 前項の異議があった場合、甲と乙は誠意をもって協議をするものとする。なお異議の申し出期限までに変更内容について全部の合意が生じなかった場合は、乙は個別契約を解除することができるもの、とする。
- 4 前項但し書により、乙が個別契約を解除することができる場合、甲は、個別契約に関する全ての期限の利益を喪失し、サービス利用代金・未払開発費用・未払導入費用等のその他金銭支払義務が未履行の場合、ただちに支払うもの、とする。

- 5 本条3項により、個別契約が解除された場合、解除によって甲に損害が生じたとしても、その損害の原因の種類・大小のいかんを、問わず、一切の責任を乙は負わず、損害を賠償する義務を負わないもの、とする。

第13条 (書式利用側管理責任者の届出なき場合)

- 1 乙は、個別契約成立後 かつ 書式利用側責任者の届出がない間は、個別契約の申込担当者を、甲の全事業所の書式利用側管理責任者として甲が選任した者、と扱うことができる。

第14条 (代金の支払義務)

- 1 書式利用の代金・その他 個別契約が組み込んだ契約個別約款において定められた乙が提供するサービスの対価 (各種サポート料金等) 及び 消費税等を甲は支払う。
- 2 代金額欄 (利用料金表などを含む) に、「月額」と記載されている利用代金に関しては、暦月ごとに発生するもの、とする。
- 3 甲の書式利用に際して生じる利用料金の額、支払方法 及び 期日等は、個別契約で特段の定めがある場合を除き、弊社が定める内容に従うものとする。
- 4 乙が指定する銀行口座へ、個別契約が成立した日から起算して、甲は7日以内に振込により代金を支払うもの、とする。
- 5 代金振込に必要な手数料は、甲が負担するものとする。
- 6 甲が乙に対し、書式利用代金等を、乙の定める所定の期日までに支払わなかった場合は、乙は甲から、支払が遅延した日数に応じて年利14.6%の割合による遅延損害金 (年365日の日割計算) を申し受けることができるものとする。
- 7 乙 及び 乙のパートナー (会社) は、甲より支払を受けた利用代金につき、個別契約で組み込んだ契約個別約款において特段の定められた場合など個別契約に定めがある場合を除いて、減額 又は 返金しないもの、とする。

第15条 (契約前契約内容理解義務)

- 1 個別契約の申し込みの時点までに、個別契約に組み込む契約基本約款、契約個別約款、個別成立後から適用される書式利用規約施行規則、個別契約重要事項説明書などを甲が乙に閲覧できる状態にしていた場合、乙が契約前に十分な説明をしなかったと裁判上裁判外で主張して契約重要事実に関する不知 又は 不理解を理由とした、乙が主張する個別契約の内容に関して合意が全部 又は 一部成立していなかった旨の主張を、裁判上裁判外ともにはできないもの、とする。

第16条 (第三者への委託受忍義務)

- 1 乙は、個別契約上の義務の履行に必要な業務の全部又は一部の遂行を、第三者に委託することができるもの、とする。
- 2 乙は、個別契約上の権利の実現に必要な業務の全部又は一部の遂行を、第三者に委託することができるもの、とする。

第17条 (第三者への契約上の地位移転受忍義務)

- 1 乙は、この約款を組み込む個別契約に関する営業の全部又は一部を第三者に譲渡する場合、甲に事前に電子メール及び乙のウェブサイト上の画面での告知により通知することをもって、個別契約に基づく全ての乙の権利及び義務を、売却、合併、事業承継、その他の方法で、第三者に移転することができるもの、とする。
- 2 甲は、前項の場合において、第三者に対して、乙が甲の登録情報の開示をすることを了承するもの、とする。

第18条 (通知および連絡受領義務)

- 1 甲乙間に個別契約が成立した場合、契約期間中における料金の支払い、各種申込みの確認・受付、書式の利用方法その他個別契約の内容等に関する連絡・通知を乙からの行うことを、甲は同意するものとします。
- 2 前項の連絡・通知業務の遂行が困難であると乙が判断した場合、乙は甲に通知の上、当該業務の全部又は一部を、第三者に委託することができるもの、とする。
- 3 個別契約締結後、個別契約に関連する乙から甲への連絡・通知は、個別契約のほか書式利用規約履行規則に特段の定めがない限り、連絡・通知内容を、電子メール又は書面又は、乙のホームページに掲載する等の乙が適当と定める方法により行い、合理的期間経過後甲に到達したもの、とする。
- 4 甲が、電子メール又は書面又は乙のホームページ等を確認しなかったことにより不利益又は損害を被った場合といえども、乙は甲に対していかなる種類の責任も義務も、負わないもの、とする。

第19条 (権利の帰属)

- 1 乙が甲に引き渡した書式及び複製物に関する著作権・ノウハウその他一切の権利は、乙に帰属するものとする。
- 2 甲は、利用者作成書例及び利用者印刷物に関する著作権・ノウハウその他一切の権利を、乙に帰属させるもの、とする。

第20条 (禁止行為をしない義務)

- 1 甲は、次にあげる行為をしない義務及び書式利用側管理責任者にさせない義務を負うもの、とする。
 - 一 書式の第三者への再販並びに有償又は無償を問わない個別契約上の地位の譲渡

- 二 甲 その他 第三者 又は 書式の提供を含む甲の事業に損害を与える行為
- 三 乙の著作権など知的財産権 及び 乙のその他財産権を侵害する行為
- 四 乙の役員 その他 従業員、第三者のプライバシー・名誉・肖像権を侵害する行為
- 五 公序良俗に反する行為・詐欺その他犯罪に結びつく行為
- 六 その他法令に違反する行為
- 七 前各号に定める行為を助長する行為 及び 前各号に該当する危険性が高いと乙が判断する行為
- 八 その他、乙が不適切として判断した行為であって、甲に通知した種類の行為

第21条 (甲の負う損害賠償義務の負う条件、範囲)

- 1 甲は、次の各号にあげる行為をした場合、乙に損害賠償を支払う義務を負うもの、とする。
 - 一 書式を、書式利用規約履行規則等順守義務に違反して利用する行為
 - 二 前各号に定める他 個別契約に反する行為
- 2 前項の場合、乙に生じた損害額は、つぎの表の通りであるものとし、現実に乙に損害が生じていなくても全額支払うもの、とする。
 - 一 個別契約によって利用することができるパッケージ額の合計額に、20を乗じた額。
 - 二 個別契約によって利用することができるパッケージ額の合計額に、10を乗じた額。

第22条 (解除されることを受忍する条件)

- 1 乙は、甲が次のいずれか1つにでも該当する場合、何等の催告を要することなく、個別契約に基づくサービスの提供停止 及び 個別契約の解約の措置をとることが出来るものとする。
 - 一 日本国 又は その他の国の法令に違反した場合。
 - 二 個別契約に違反した場合。
 - 三 甲が提供するサービスの社会的評価 または 社会的信用を毀損した場合。
 - 四 財産上の信用にかかわる仮差押、差押、強制執行 又は 競売等の申立てがあったとき。
 - 五 民事再生、会社更生、会社整理、破産、特別清算手続き等の申立てがあったとき。
 - 六 正当な理由なく、公租公課を滞納して督促を受け 又は そのために差押えを受けたとき。
 - 七 乙の書面による、予めの承諾を得ず、法人を解散したとき。

- 八 財産上の信用にかかわる担保権の実行があったとき。
- 九 支払いの停止があったとき。
- 十 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- 十一 個別契約上の義務を履行する意思 又は 能力（支払能力等資力を含む）があることに疑義が生じたとき乙が認める場合。
- 十二 暴力団 又は 暴力団と関係の強い団体と乙が認めた場合。
- 十三 甲が、乙を害する目的で、個別契約を締結したことが明らかとなった場合
- 十四 甲が、個別契約を締結するに際して、経営能力 又は 資力を過大に評価しうる言動等（文書の提出を含む）をした場合
- 十五 その他前各号に準ずる、乙がサービスの提供を継続しがたいと認める事由が生じた場合。

2 本条に基づく解除については、乙から甲に対して行う損害賠償の請求を妨げないものとする。ただし乙は、本条1項の措置をとったことに起因して、甲に生じる一切の損害について一切責任を負わないものとする。

第2節 甲の権利

第23条 （書式の期間）

1 書式利用期間の間 かつ 個別契約が有効に成立し未だ有効な解除がない場合、甲は乙から個別契約により引き渡しを受けた書式を、書式利用規約履行規則その他個別契約の定める範囲 及び 方法に従って、利用することができる、ものとする。

第24条 （契約解除受忍義務による権利の消滅）

- 1 書式利用期間の満了後 又は 個別契約が有効に成立し有効な解除がされた場合、書式、利用者作成書例 及び 利用者印刷物は、甲は引き渡さなければならない。
- 2 前項の場合、甲が秘匿していると乙が疑いをもった場合は、甲が支配している領域に設置された経歴がある電子計算機に接続することができる種類の、保管保有する一切の保存領域 及び 事業所内を乙が検索、調査することを認めなければならない。

第25条 （個別契約解除権）

- 1 甲は、乙が正当な理由なく 日本そのほかの国の法令 又は、個別契約の定めに違反した場合には、是正を催告し、相当な期間内には是正がない場合は、個別契約の全部 又は 一部を解除することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、甲が、個別契約を解除する場合は、乙の書面による同意を得ることを要する。

第5章 準拠法等

第26条 (印紙税そのほか金銭的負担)

- 1 各個別契約に関して、契約書の作成・領収書の作成等によって、乙が印紙税を納めるべき場合は、甲が印紙税額全額にあたる金銭を乙に支払うするもの、とする。
- 2 各個別契約に関する契約書・領収書を、乙が甲に郵送その他の方法で発送すべき場合は、送料等を含めて発送に必要な負担を、甲が負うもの、とする。

第27条 (準拠法)

- 1 甲乙間の、各個別契約の成立、効力、履行、解釈に関する準拠法は、日本法とする。

第28条 (管轄裁判所)

- 1 甲乙間に、各個別契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審専属管轄裁判所、とする。

第29条 (協議)

- 1 甲乙間に、各個別契約の履行について疑義を生じた場合 及び 各個別契約に定めのない事項については、甲乙双方で協議し、円満に解決を図るものとする。



株式会社アクセスネットワーク